

第9回近畿スキー技術選手権大会開催要項

【主催】 S.A.J. 近畿ブロック協議会

【後援】 近畿スキー指導員会

【主管】 S.A.J. 近畿ブロック協議会 教育部会

【会期】 2026年 1月30日（金）～ 2月 1日（日）

【会場】 長野県 戸隠スキー場

【現地本部】 「シャレー戸隠」

〒381-4101 長野県長野市戸隠3507-1

TEL 026-254-2099

【日程】 ○一般及びシニアの部、ジュニアの部

1月30日（金） 20:00～ 受付（本部宿舎）

20:15～ TCミーティング

1月31日（土） 8:15～ 開会式（シャルマン戸隠前）

9:45～ 競技開始

2月 1日（日） 9:45～ 競技開始

15:30～ 閉会式・成績発表（シャルマン戸隠前）

※ 詳細は現地本部公式掲示板を確認のこと

【競技種目】 ○一般及びシニアの部

1. 総合斜面・Free/space regulation

2. 中急斜面・Short-turn/space regulation

3. 急斜面・Long-turn/space regulation

4. 急斜面・Short-turn (Mogul)

※シニアの部は、4. 急斜面・Short-turn (Mogul)を除く3種目により競技を実施する。ただし、希望者は全種目（4種目）を滑走することができる。シニアの部にエントリーする者は申込書に出場種目数を明記のうえ申し込むこと。

○ジュニアの部

1. 総合斜面・Free/space regulation

2. 中急斜面・Short-turn/space regulation

3. 急斜面・Long-turn/space regulation

- 【参 加 資 格】
- 一般及びシニアの部
 - 1. 当該年度のSAJ会員登録を行なっている者。
 - 2. 「SAJ スキー補償制度」及び、スポーツ傷害保険、又はこれに準ずる傷害保険に加入済みの者。
 - 3. 2026年4月1日時点で18歳以上で1級以上の認定を受けており、加盟団体長の推薦を受けた者。ただし、1級以上の認定を受けており、各選考会に出場して予選会を通過し、加盟団体長が認めたものについてはこの限りではない。
 - ジュニアの部
 - 1. 小学4年生から高校生までとする。
 - 2. 保護者の同意を得ている者。
 - 3. 「SAJ スキー補償制度」及び、スポーツ傷害保険、又はこれに準ずる傷害保険に加入済みの者。
- 【順位の決定】
- 一般及びシニアの部、ジュニアの部
 - 1. 各種目の採点は、5審3採用とする。
 - 2. 総合成績の順位は、全種目の合計得点により決定する。
 - ※ シニアの部で全種目にエントリーした者は、シニアの部の順位と一般の部の順位との両方を発表する。
- 【表 彰】
- 一般の部（シニアの部申込者の内、全種目滑走した者を含む）
 - 1. 総合成績により、男子10位、女子6位までを表彰する。
 - 2. 種目別は男女とも3位までを表彰する。
 - シニア1部（50歳から54歳）
 - 総合成績により、男女各3位までを表彰する。
 - シニア2部（55歳から59歳）
 - 総合成績により、男女各3位までを表彰する。
 - シニア3部（60歳以上）
 - 総合成績により、男女各3位までを表彰する。
 - ジュニア1部（小学4年生から6年生）
 - 総合成績により、男女各3位までを表彰する。
 - ジュニア2部（中学生）
 - 総合成績により、男女各3位までを表彰する。
 - ジュニア3部（高校生）
 - 総合成績により、男女各3位までを表彰する。
- 【参 加 料】
- 一般及びシニアの部・・・ 10,000円
 - ジュニアの部・・・・・・ 5,000円
- 【そ の 他】
- 1. 積雪等の状況により、日程の短縮、競技種目及び競技コートを変更することもある。
 - 2. SAJ公式用品を使用のこと。
 - 3. 万一競技中事故が発生した場合においても、応急処置は行いが総て本人の責任により処理する。
 - 4. 本大会成績上位者は、近畿ブロック協議会教育部会が開催する強化合宿に優先的に参加するものとする。

5. シニアの部にエントリーした選手については、全日本スキー技術選手権大会への出場資格はないものとする。
6. 大会会場の状況により会場変更することもある。
7. 開会式、閉会式については、状況に応じて開催を中止、変更することがある。
8. 大会を中止した場合は、参加料の半額を返金する。

近畿スキー技術選手権大会 競技規則

- 1 競技者は種目別スタート地点に集合し、スタート審判のコールを受け応答しなければならない。大会運営上、20人～30人集合しだい随時コールを開始するものとする。
- 2 競技者は前者の出発後、直ちにスタート地点に立ち出発のための準備をしなければならない。
- 3 競技者はスタート審判の合図により出発しなければならない。スタート合図はフラッグで行うが、視界不良の場合はトランシーバーを利用するため、スタート審判の指示に従わなければならない。直ちに出发しない場合は当該種目を棄権とする。
- 4 競技コースの終点には停止ゾーンを設ける。ゾーンは4本のポールにより設定し、その区切りは色インク等により明示する。
- 5 競技は示された停止ゾーン内で安全のために停止するものとする。また、ゴールは両足スキーで終了するものとする。
- 6 競技中止について。大転倒等で中止するときは、ストック等の×印で連絡する。
- 7 ヘルメットを安全上必ず着用する。ウェアはレーシングスーツ（ワンピース等）は禁止し、ルーズフィットのものとする。その他、公式用具を使用すること。
- 8 競技種目が必要とする斜面については、その条件を満たせる設定を行う。
- 9 競技各種目は、設定された条件や状況に適合した回転弧、スピードで行う。
- 10 審判は、5審3採用により行う。各種目100点満点とし減点法で採点し、採用の合計点で成績順位を決定するものとする。
- 11 競技斜面のインスペクション・整備については競技本部の指示に従い行う。選手・監督・コーチのみとし、ビブ・証明書を必ず着用のこと。
- 12 抗議は、監督・コーチ・当該選手本人としゴール後ただちに審判長に申し出ること。監督1名・コーチ3名以内とし、受付時に届け出をして監督・コーチ証を受け取り、大会期間中着用する。監督・コーチ証等については、本部に届け出た者が着用すること。
- 13 競技会場の積雪等の状況により、日程の短縮、競技コート及び種目変更の可能性も有り得る。
- 14 全日本スキー技術選手権大会出場に係る近畿ブロック各府県連の余剰枠については、本大会の結果により、各府県の出場者を除いた成績上位の者から選出するものとする。